

# 宮城県柴田高等学校部活動後援会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、宮城県柴田高等学校部活動後援会と称し、事務局を同校内におく。

(会 員)

第2条 本会は、宮城県柴田高等学校生徒の父母（又はそれに代わる者）及び同校に勤務する教職員並びに本会の目的に賛同する者をもって組織する。

(会員の権利・義務)

第3条 本会の会員は、役員選挙権及び被選挙権及び所定の会議に出席して発言する権利を有し、本会の費用を分担する義務を負う。但し、同校教職員の費用負担についてはその限りでない。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、本校の部活動の振興と東北大会及び全国大会での活躍に資するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 東北大会、全国大会に参加する費用の補助。
- 2 その他部活動の振興に関すること。

## 第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に役員を置き、役員会を組織する。

会 長 1 名、副会長 3 名、幹 事 9 名、会 計 3 名、監 事 3 名、  
事務局 長 1 名、書記 若干名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、幹事、会計、監事、事務局長及び書記は、宮城県柴田高等学校父母教師会の役員をもって充てる。

(任 期)

第8条 本会の役員の間は、宮城県柴田高等学校父母教師会の役員としての在任期間とする。

(役員の仕事)

第9条

- 1 会長は本会を代表し、会務を統理するとともに総会及び役員会の議長に就任する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその仕事を代行する。
- 3 幹事は会務を掌る。
- 4 会計は本会の会計を掌る。

- 5 監事は本会会計の監査にあたる。
- 6 事務局長は会長の命を受けて本会の事務を掌る。
- 7 書記は事務局長の指示を受け本会の庶務会計、議事及びその他の記録、文書の保存にあたる。

(参 与)

第10条 本会に参与を置く。参与は学校長をもって充て、会長が委嘱する。参与は本会の事務に参与し、総会、役員会及びその他各種会合に出席して意見を述べるができる。

## 第4章 会 則

(会議の種類)

第11条 本会の会議は総会、役員会とする。

(総 会)

第12条 総会は毎年1回会長がこれを招集する。但し、役員会が必要を認めるときは臨時総会を開くことができる。総会においては次の事項について審議し、出席会員の過半数の賛成をもってこれを議決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 1 予算及び決算の承認
- 2 役員承認
- 3 会則の改正
- 4 その他必要事項の承認

(役員会)

第13条 役員会は必要に応じて会長が招集し、会務の執行に関して連絡協議する。

(会議の記録)

第14条 会議の議事については、書記が議事録を作成し、出席者2名以上の署名を受けなければならない。

## 第5章 会 計

(経 費)

第15条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第16条 会費は総会においてこれを定める。

- 2 特別の事情あるものについては会費を免除することができる。

(会計処理)

第17条 会計は現金出納簿、その他必要な帳簿を備え、出納を記入しなければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監 査)

第19条 会計は年2回監査を受けなければならない。

(財 産)

第20条 本会の財産は第2条目的以外に使用することができない。

## 第6章 事務局

第21条 本会に事務局を置く。事務局は事業、会議、及び会計の円滑な運営執行を図る。

### 附 則

1 この会則は平成9年4月1日から施行する。